

福島県中学校体育連盟 複数校合同チーム参加規定

福島県中学校体育連盟

【複数校合同チーム（以下合同チームと記述）参加承認の主旨】

本規定は、今後進む生徒数減少に伴い、単独校で部員不足のためチーム編成ができず、大会出場の手がかりがなくなる生徒が出てくることと見られることから、その生徒たちに活動の場を補償するための救済措置である。

したがって、各校で選手確保の努力が前提であり、安易な合同チーム編成や、勝利至上主義・強化を目的とした合同チーム編成を認めるものではない。

1 合同チーム編成条件

- (1) それぞれの学校において、学校教育計画に基づいて活動していること。
(それぞれの学校で部が設置され、顧問が存在し継続的に活動していること)
- (2) それぞれの学校において、学校管理下で顧問もしくは外部指導者の指導の下、日常的・計画的に活動を行っていること。
- (3) それぞれの校長が、教育上、合同チーム編成の必要があると判断した上で、当該支部中体連に対して定められた手続きを行うこと。

2 合同チーム編成基準

- (1) 原則として同一支部中体連加盟校同士での編成
- (2) 部員数が正規人数を満たしていない複数校による編成
- (3) 部員数が正規人数を満たしていない学校と満たしている1校による編成
※(3)の編成は、同一支部内において(2)の編成が不可能な場合に限り認めることとし、原則として合計人数が登録人数以内とする。

3 合同チーム承認種目（正規人数・登録人数）

参加種目については、個人種目のない以下の7種目に限る。

種目	正規人数	登録人数
バスケットボール	5	15
サッカー	11	18
バレーボール	6	12
ハンドボール	7	15
軟式野球	9	18
ソフトボール	9	18
アイスホッケー	11	25

付 記

本規定は、平成29年 4月 1日より施行する。

複数校合同チーム参加規定細則

1 チーム名

チーム名は、校名を併記する。

2 引率・監督

引率は、各校の校長・教員・部活動指導員とする。監督は、代表校の校長・教員とする。

3 大会参加申込手続き

支部中体連会長の承認後、各専門部作成の「合同チーム用参加申込書」にて、代表校長が行う。

4 表彰

表彰は申し込まれたチーム名で行う。また、賞状は各校へ授与する。

5 合同チーム編成手続き

それぞれの校長の合意のもと、事前に当該種目の支部中体連専門部へ概要を申請し内諾を得た上で、大会申込期日に間に合うように、次の通り申請をする。

- (1) 合同チーム編成希望校は、申請書を作成し、それぞれの校長の確認（職印）を受け、所属する支部中体連会長へ提出する。（合同様式1：合同チーム編成申請書）
- (2) 申請を受けた支部中体連会長は、当該種目の支部中体連専門部とともに適正な合同チーム編成か否かを審査し、承認の可否を決定する。
- (3) 審査結果については、支部中体連会長から申請のあった各学校長宛てに文書にて通知する。（合同様式2：合同チーム編成承認書）
- (4) 承認した支部中体連事務局は「合同チーム編成申請書」「合同チーム編成承認書」の写しを地区中体連事務局へ提出し、内容を報告する。
- (5) 合同チームが地区代表として県大会に参加する場合は、地区中体連事務局は「合同チーム編成申請書」「合同チーム編成承認書」の写しを県中体連事務局へ提出し、内容を報告する。

6 その他

- (1) 審査は、原則として支部中体連事務局と支部中体連専門部が行うが、必要に応じて地区中体連事務局及び地区中体連専門部へ相談をする。
- (2) 各種目の特性に応じて多様な条件が考えられることから、「勝利至上主義」「強化目的」とした合同チーム編成を防止するための「細則」を各専門部で必要に応じて作成し、審査する。
- (3) 大会参加に際しては、専門部の定める競技規則及び細則・申し合わせ事項に従う。
- (4) 申込用紙の形式について
 - 必ず当該校全ての校長の職印が押印できるように作成する。
 - 各学校名・校長名・選手の所属校名等が記載できるように作成する。
- (5) 合同チーム承認後、転入生等で部員が増えた場合でも、承認を受けた大会において合同チームは認められる。
- (6) 東北大会、全国大会への出場に関しては、それぞれの大会出場基準による。
- (7) その他必要な事項については、理事会で検討し、評議員会で決定する。